

行政財産等への屋外広告掲出ガイドライン

平成 22 年 3 月 31 日 制定

1 目的

横浜市の行政財産等へ屋外広告を掲載するにあたっては、横浜市広告掲載要綱(平成 17 年 4 月 1 日財総第 864 号)及び横浜市広告掲載基準(平成 17 年 4 月 1 日財総第 864 号)に規定する事項のほか、街の美観風致のため、以下の各項に留意しなければならない。

2 行政財産等への屋外広告掲出に関する基本的な考え方

屋外広告物は、公共の空間において誰もがみることができるといった特有の性格を有しているため、長年、市民の不断の努力で築いてきた、共通の財産である良好な景観を損ねる可能性がある。本市は、都市の良好な景観形成を図る責務を負っている立場でもあることを考慮し、行政財産等への屋外広告掲出に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 公共施設への屋外広告物掲出にあたっては、その内容・種類を問わず、民間の模範となるよう、質の高い内容とすべきであり、広告物を掲出する際には、設置場所や盤面表示内容について、周辺の景観と調和し、質の高いものとする。
- (2) 屋外広告を設置する場合には、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献する等、質の高い景観を演出するための工夫を行うものとする。
- (3) 地域において景観に係る独自のデザイン基準等を有している場合にはその基準に従うものとする。

例：みなとみらい 2 1 地区フラッグ広告掲出ガイドライン
横浜市交通局車体利用広告デザイン審査基準

3 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告 横浜市屋外広告物条例第 2 条に定める許可を要するもので、財源確保を目的として設置されるもの
- (2) 行政財産等 本市が所有する行政財産(他に貸与していない普通財産を含む)

4 手続き

屋外広告掲出の際には、平成 21 年 3 月 23 日付「行政財産等における屋外広告物掲出について(通知)」に従い、事前協議を行うものとする。なお、事前協議の際には、本ガイドラインの「5 屋外広告に関する都市景観上の基準」に定める内容を満たすだけでなく、「2 行政財産等への屋外広告掲出に関する基本的な考え方」に合致するよう、調整を行うものとする。

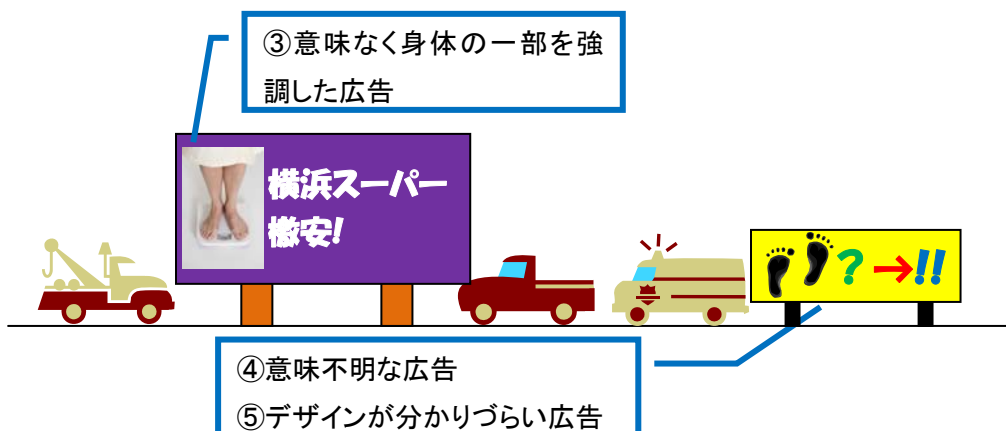
5 屋外広告に関する都市景観上の基準

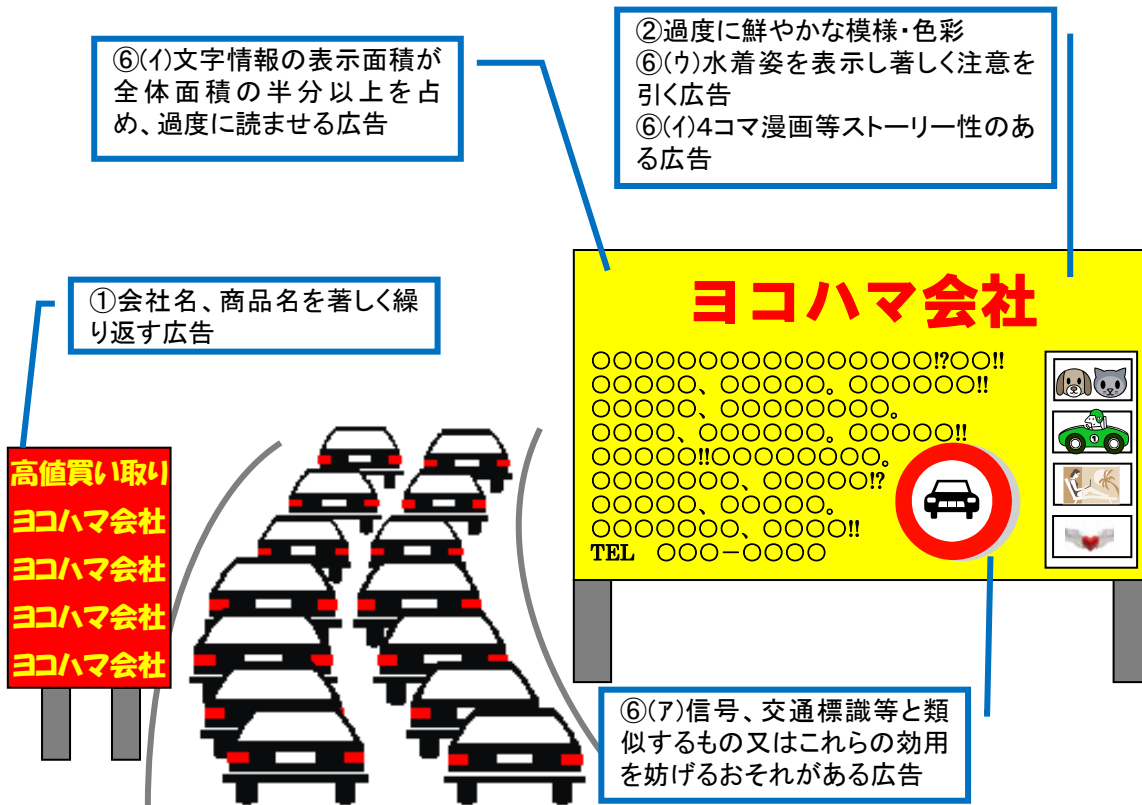
- (1)屋外広告の内容及びデザイン、設置等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

I 盤面のデザインに関すること

A. 表記/デザインに関すること

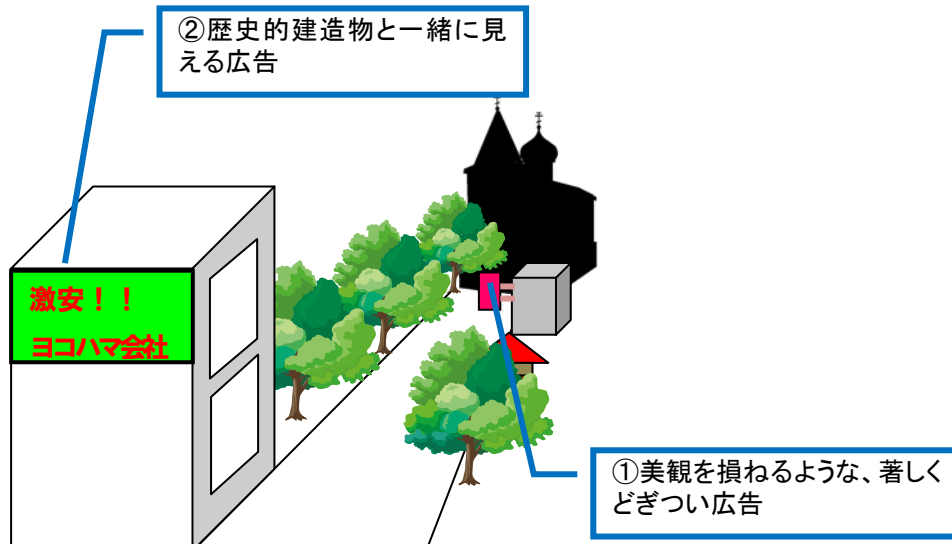
- ① 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- ② 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - ア. 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
 - イ. 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- ③ 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- ④ 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- ⑤ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
- ⑥ 交通の安全を阻害するおそれのある広告
 - ア. 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - イ. 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
例：文字情報の表示面積が全体面積の半分以上を占めるもの（企業名、商品名、キャッチフレーズ等のみを大きく表示する場合は除く）
 - ウ. ヌード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
 - エ. 絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの
- ⑦ その他、著しくデザイン性の劣るもの





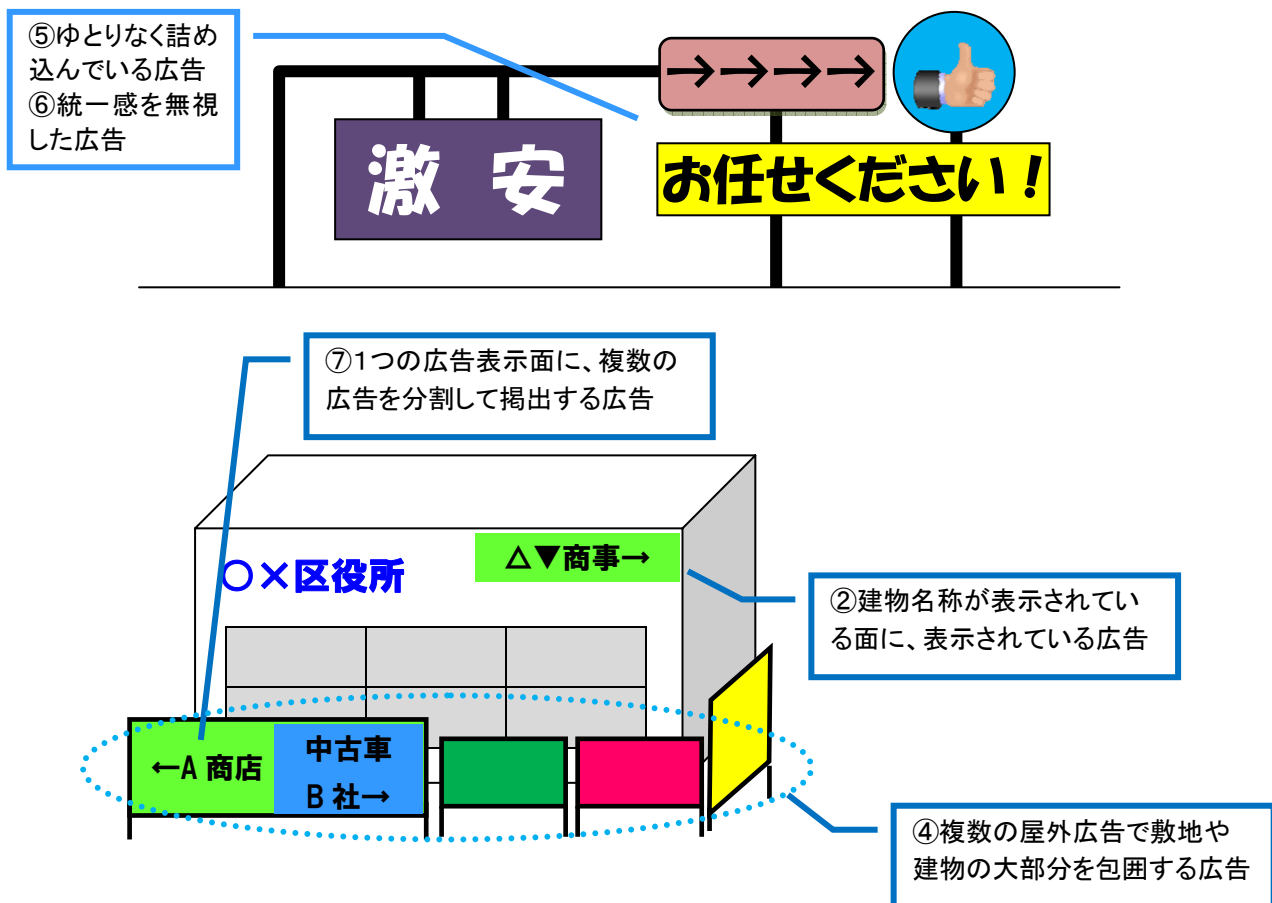
B. 景観との調和に関すること

- ① 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくだいもの
- ② 景観と著しく違和感があるもの
例： 歴史的建造物と一緒に見えるようなもの
- ③ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
- ④ 地区計画、まちづくり協議指針、その他まちづくり又は都市整備のルールにおいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの



II 設置に関すること

- ① 施設の入口や必要なサインを隠すようなもの
- ② 施設の名称表示を損なうおそれのあるもの
例：建物名称が表示されている壁面には設置しないようにする
- ③ 周囲の環境に貢献しているものを隠すような場所に設置するもの
例：既存の植栽や街路樹、花壇等を隠さないよう設置する
- ④ 複数の屋外広告で敷地や建物の大部分を包囲するようなもの
- ⑤ 間隔を詰め過ぎて、ゆとりなく広告面をつめこんだもの
- ⑥ 壁面、地上広告などに、広告の表示面を複数設置する場合、その規模・寸法を揃えず、統一感を無視して設置するもの
- ⑦ 1つの広告表示面を複数の広告により分割するもの



(2) その他配慮すべき事項

- ① 映像装置については、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量などについて、周辺的环境及び良好な景観に十分配慮するものとする。
- ② 照明は、点滅式のもの、著しく高輝度のもの等を避けるものとする。
- ③ ガラス面内側への張り紙の設置は避けるものとする。

